

令和2年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年6月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時30分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	6番	竹内 友夏		8番	野口 龍馬	
	13番	吉次 純一郎	出席			
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	非農地証明書の交付について
第5号	農用地利用集積計画案の決定について
第6号	B判定農地における特別委員会の判定結果について(資料別添)
第7号	南部町農地利用最適化推進委員候補者選定委員会設置要綱の一部改正について
報告事項	(1) 農地利用最適化推進委員の公募結果について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について
その他	令和2年度第3回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、令和2年度第3回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は6月議会対応のため事務局長は欠席ですので私が進行を務めさせていただきます。本日は欠席者はおられません。農業委員会等に関

		する法第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程 2 の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	－省略－
3. 議事録署名委員及び書記の指名	局長補佐	農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、6 番竹内友夏委員、8 番 野口龍馬委員、書記につきましては田邊操枝職員をお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議長	『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	最初に資料の訂正がございます。現地調査資料の中に現地調査の一覧がございます。④の目的が一時転用となっておりますが、売買が正しいですので訂正をお願いします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、許可することの可否について採決を求めます。内容について説明いたします。 【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 214 m ² 合計：田 1 筆 214 m ² 譲渡人： 耕作面積：214 m ² 譲受人： 耕作面積：4,233 m ² 所有権移転、贈与 から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。 以上でございます。
	議長	『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』質疑を受けたいと思います。
		(質問、意見等なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について 議案第 4 号非農地申請の交付について	議長	『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 4 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 35.53 m ² 登記：田 現況：畑 88.23 m ²

	<p>ちをされています。具体的に申し上げますと、左の物置の下のところ斜めに線が入っていて、それが隣地との境界が確定しています。分筆をして農地と非農地にして申請すると言う事で、新たにこれができると言う形です。水利、境界線の立ち合い等には自治会長や町にも出ていただいて確定しております。</p> <p>総合的に判断しますと、非農地証明の部分は違反転用と言う事は重々認識してもらわなければならないと言うのが皆さんの意見でした。また転用はカーポートとミラーは必要だろうと言う事で、妥当と判断しました。</p>
議長	議案第2号番号1と議案第4号番号1について質疑を受けます。
作野委員	非農地証明について質問します。昭和 年頃に離れ、平成 年に車庫、平成 年に物置を建築ということですが、今、非農地証明の申請をされるのは何か理由がありますか。切り図を見るとよく分かりますが6ページを見ると、何故ここまで小刻みになったのか疑問に思います。それから、顛末書が出されているということですが、申請者は である方が、長年無断転用をされていたことに疑問を感じます。 である方がこのようなことをされていた、顛末書が出されているそうですが、公表してもらえないでしょうか。
議長	今になってなぜ非農地が出たのか、今までなぜ放置をしていたか、顛末書の内容が知りたいとのことです。市川職務代理より説明をお願いします。
市川職務代理	<p>図面に新築建築物とありますが、ここの融資を受けられる際に、地目を確認されたところ、すべて宅地であると認識していたものが農地であったと分かった。今回農地であることが分かり、申請をされました。</p> <p>顛末書については事務局が貰っていますので読み上げをさせても良いかと思えます。なぜ放置したかという、顛末書にも書いてありますが、物心ついた頃には物置や牛小屋や離れ、農機具庫が建っていて、そこが農地であるとは思ってもみなかったということです。私も で、まさかあそこが田であったとは思いませんでした。ブロックの内側に家庭菜園があるな。というくらいの認識でした。顛末書を受け取った際に色々相談を受けました。立場的に顛末書だけではなく、総会に出席して皆様の前でお詫びをする気持ちがあるかお聞きしたところ、その気持ちがあるということで、相談に来られた時も頭を下げておられ十分反省されていましたので顛末書を出していただくことにしました。</p>
議長	提案者、顛末書を読み上げてください。
局長補佐	【顛末書読み上げ】
議長	市川職務代理より、 さんを召喚して内容説明をしていただいた方が良いのではと相談を受けました。本人は十分に深く反省をしておられるようでしたので、私が召喚まではしなくてよいのではと判断しました。作野委員さんよろしいでしょうか。
作野委員	説明をいただき良くわかりました。もう一点お聞きします。母屋は以前よりこの番地にあったのですか。
議長	市川職務代理お答えください
市川職務代理	現地調査資料の6ページを見てください。宅地2階建てと書いてあるのが母屋です。
作野委員	すでに宅地になっているということですか。

	市川職務代理	そうです。
	作野委員	番地に宅地で母屋が建っているということですね。
	市川職務代理	はい、そうです。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、議案第 2 号番号 1 と議案第 4 号番号 1 は議決承認されました。
議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	『議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。
	局長補佐	<p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【 議案第 3 号朗読及び説明（議案書 4 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 480 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地（他の農地区分に該当なし）に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p> 売買価格は 10 a あたり 円、全体で 円と聞いております。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 485.84 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：宅地 一般住宅</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地（他の農地区分に該当なし）に該当します。転用計画は一般住宅用地で、事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p> 先日、農振除外の申請のあった案件で、農振除外の結果が出るのに数か月かかりますので、先に 5 条申請をするものです。以上です。</p>
	議長	ただ今事務局より説明がありました。この件について本日現地調査を行っておりますので、市川職務代理より説明をお願いします。
	市川職務	本日 9 時より、先ほどのメンバーで現地調査を行いました。

	代理	<p>1 番より説明します。位置図は 8、9 ページです。現況は自己管理ということでしたが草刈等されておらず放置といった感じでした。10 ページを見ていただきますと、太陽光の配置図があります。南に向かう傾斜ではなく南東に向けて設置されます。南東は道で、その先は山で、近所に迷惑が掛からないように反射等の工夫をされたもののようです。周囲はフェンスで囲うと言う事で 13 ページにフェンスの図面がございます。11 ページを見ていただきますと、緑と青の線があります。青色の線は、地下浸透と書いてありますが、多めの雨水が流れた時は水路に流れる系統です。同じページの右側の緑色のところに畦畔断面図があります。右側に土手を作ると言うことです。 番、 番、 番に水が流れないようにするということです。ブロックやコンクリートを使った U 字溝ではなく畦畔ですので、大雨が降ったりすると崩れ、土砂の流出が起こる可能性があります、その際には速やかに対処すると言う誓約書があります。周囲の方の同意書もすべて取ってあります。以上の事を踏まえて転用妥当と判断しました。</p> <p>次に 2 番について説明します。先ほど事務局からもありましたが、先月農振除外をしたものです。位置図が 14、15 ページです。転用目的は宅地と言う事で前回の農振除外の時にもありましたが、 を分筆して m²の転用をして家を建てると言う事です。22 ページが建設する住宅の図面です。右側には町道がございますので、道路に面した所から入ると言う事です。建物の平面図が 18 ページでございます。22 ページを見て頂きますと、青が雨水、赤が排水の流れです。家の前に車 3 台あります。その下側の後ろの所に合併浄化槽を設置して町道の側溝に流す計画です。後ろに残った農地に出入りの為に影響がないように、右側に 3m の雑種地のようなスペースが進入路として計画されているようです。農地には影響のない建て方をされます。総合的に見て現地調査の結果、転用妥当と判断しました。</p>
	議長	ただ今現地調査報告がありました議案第 2 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
	局長補佐	一点補足をさせていただきます。番号 2 番につきまして、土地の売買価格を説明しておりませんでしたのでご報告します。売買価格は 10a あたり 円、全体で 円です。
	議長	ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第 4 号 非農地証明書の 交付について	議長	『議案第 4 号非農地証明の交付について』を上程いたします。 先ほど番号 1 番は可決されましたので、2 番について提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	『議案第 4 号 非農地証明書の交付について』 交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきまして説明いたします。 <p style="text-align: center;">【『非農地証明の交付について』朗読 (議案書 5 頁)】</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記・田 現況・公衆用道路 10.48 m²</p>

		所有者： 昭和 年より耕作をしておらず、山林化したものです。非農地証明の根拠ですが、こちらも 年間そういった状況でしたが、確認できるものがございませんでしたので、平成 12 年国土地理院航空図面で確認しているというものです。現地調査資料は 26～28 ページでございます。
	議長	こちらについても現地調査を行っておりますので、市川職務代理説明をお願いします。
	市川職務代理	先ほどと同じメンバーで現地調査を行いました。20 ページをご覧ください。先ほど転用許可が下りました宅地部分の横に赤と青の三角形の部分があります。これが町道であることが、 さんの農地を調べた後に判明したと言う事で、 の一部が非農地、公衆用道路に変わると言うことで現地を確認しました。以上です。
	議長	ただ今現地調査報告がありました議案第 4 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
	庄倉委員	先ほど平成 12 年の航空図面で確認したと言う事ですが、これは私有地が町道に変わっていたと言う理解でよかったですでしょうか。そういう事はあっていいのでしょうか。町から補償があるとか、今後についての話合いができているのでしょうか。
	局長補佐	公衆用道路がかかっていたということですが、 さんと町の建設課の担当者と立ち合いを行いまして、確かに公衆用道路であると境界立会をされています。ここは さんが町に寄付をする意向であると聞いています。
	議長	ここは測量士が当初誤っていました。当時は 500 ㎡取らなければいけないと自分なりに引いた境界が既に道路に入っていた。測量士が間違えていた。今は起点から起点で測っていきますが、当時は起点ではなく分筆する為にその面積の分を取ってしまうものですから、ここまで含めないと 500 ㎡に満たないと言う事で、言うなれば錯誤で土地改良区しか登記ができないですから、今回調査した測量士も苦渋の選択の中でこういった形で町に寄付をしたと言う事です。寄付採納で持っていけば町は受けますが、換地処分における登記上の問題は錯誤でもっていくと受け皿は土地改良区しかできません。そういう事でご理解をお願いします。
	庄倉委員	すっきりはしませんが分かりました。
	議長	他にご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、『議案第 4 号非農地証明の交付について』番号 2 番についても議決承認されました。
議案第 5 号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第 5 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	岡田局長	内容について局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。

	<p>内容について説明いたします。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 6～12 頁)】</p> <p>整理番号 107 番～114 番 設定を受ける者： 6 名 設定をする者 : 6 名 設定をする土地： 14 筆 計 16,785 ㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。 ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今説明がありました議案第 5 号につきまして、質疑を受けたいと思います。</p>
田邊委員	<p>107, 108 番の さんの件ですが、これは先月も議案に上がったものですが、 に勤めながら利用権設定をされると言う話で、前回ですが、こちらが請け負うからと言う事で契約もなく始められたとありました。今回借りられるのなら農業委員の中に の もおられますし、さんが無理に仕事をしながらするのではなく、解約をして、きちんとが利用権設定の契約をされるべきではないかと思えます。農業委員と言う身でありながら、 さんが利用権設定をしている中で又貸しと思われる事をされていたわけですので、 には始末書を求めるべきではないかと思えます。</p>
議長	<p>只今質問があった件について事務局から説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p>只今ご質問にあった 107, 108 番の件ですが、こちらについては確かに前回議案に上がったものです。事務局の方から相談したところ、 さんの方から耕作面積を減らしたいと言う申し出がございまして、今回合意解約の申請が出ていますので、併せて説明をさせていただきます。</p> <p>【農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について番号 1～3 番の内容を朗読 (議案書 16～17 頁)】</p> <p>今回の合意解約でお父様が亡くなられた際の耕作面積が ㎡だったものから、 ㎡まで減ります。事務局と面談した際に、今回利用権設定で上がったものにつきましてはご自身で耕作をされ、今回合意解約されたものにつきましては、解約後には が特定農作業受委託をされるものです。</p>
議長	<p>事務局が さんと面談をして、契約をされているものについてはきちんと耕作されるという確約を取ったという事でよろしいですか。</p>
局長補佐	<p>はい。きちんと確約を取りました。</p>
市川職務代理	<p>さんと さんは確かお父さんの代から さんをお願いしていたと聞きましたが。</p>
局長補佐	<p>さんと さんから、どうしても さんに耕作してほしいと言う事でした。 さんが誰よりもこの農地について精通されていて他の誰にも貸したくないと言う地権者からの強い希望がございまして。</p>
田邊委員	<p>分かりました。</p> <p>もう一点 、 番ですが、同じ地権者の農地ですが、 は賃借料が 円ですが 番は 円になっています。理由はありますか。</p>

	局長補佐	こちらの筆は、以前 さんが耕作されていたところですが、高齢による経営縮小のために解約されたものです。今回設定を受ける さんは の理事をされておりまして、こちらは ですが、隣の地域である 地域の果樹も耕作されており、 の賃料が 10a あたり 円と決まっているようで、隣接地域でありながら使用貸借では申し訳ないので 円で今回契約されたと言う事です。114 番については、なかなか借り手が無い中、 さんが引き受けてくださり、耕作者が見つからないような農地ですので使用貸借で契約を結ばれたと言う事です。詳しくは地元委員の野口孝志委員より説明をお願いします。
	野口孝志 委員	事務局より説明があった 113、114 番の農地ですが、 さんが耕作されていたものです。地権者は続けて誰かに耕作を希望していましたが、誰も借り手がつかない状況でした。協定により柿の木はやめた時には伐採をしなければならないものですから、地権者がその後の草刈りも維持もできないと言うので、 さんに作ってさえもらえたら無料でも構わないのでお願いしたい、とにかく管理をして欲しいと言う事をお願いされたようです。
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『議案第 5 号農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。
議案第 6 号 B 判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第 6 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者説明をお願いします。
	局長補佐	別添資料をご覧ください。5 月 21 日に行いました特別委員会による現地確認資料です。この日の特別委員会では、 、 、 の 3 か所について現地確認を行いました。1～23 番までが 地区、24～36 番までが 地区、37 番が 地区です。詳しくは担当農業委員さんより説明をお願いします。
	議長	では、井上委員ご説明をお願いします。
	井上武 委員	5 月 21 日 9 時より、恩田会長、市川職務代理、頼田委員、井上、野口孝志委員、野口龍馬委員、田邊委員と事務局の 10 名で現地確認を行いました。特別委員会による現地確認資料をご覧ください。まず ですが、以前 B 判定で調査した奥側になります。 という所が よりも下側の山側です。 は更に奥側です。 ですが、ここは か にかけての町道の右側の山の方です。いずれも航空写真を見るとわかりますとおりに完全に山林化していて、杉の木や竹林になっていて一目見ただけで山林と判断できるものでした。 ですが、こちらは の裏の山です。こちらも航空写真のとおり山になっていて杉が生えて山林化していました。B 判定で間違いないと判断しました。以上です。
	議長	井上委員さんから現地調査について説明がありました。議案第 6 号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので議案第 6 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』原案通り議決承認されました。
議案第 7 号 南部町農地利	議長	議案第 7 号『南部町農地利利用最適化推進委員候補者選定委員会設置要綱の一部改正について』を上程致します。提案者説明をお願いします。

<p>用最適化推進委員候補者選定委員会設置要綱の一部改正について</p>	<p>局長補佐</p>	<p>南部町農地利用最適化推進委員候補者選定委員会設置要綱の一部改正について提案させていただきます。議案書 13～14 ページでございます。13 ページは改正文です。14 ページの新旧対照表の方をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となります。こちらについては推進委員の選定に関わる委員のメンバーを改正する案でございます。現行の選定委員は農事組合法人や土地改良区、農村振興組合、鳥取西部農業協同組合、副町長で組織していましたが、改選と言うことで、改めて町長と協議したところ、国の示すところでは、推進委員は地域の農地所有者や農業者の信頼を得て農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力が必要である、農地所有者などの意向関係の取組や各集落での話し合いに積極的に関与していける者が求められていると言う事で、農業委員の皆さんが選定される方が良いという判断をされたと言う事で、今回の提案になりました。また、下の方に下線で「第 6 条、委員の任期は農業委員の任期満了の日までとする。」とありますが、正しくは「推進委員の任期満了の日までとする。」ですので併せて改正させていただきたいと思えます。</p>
	<p>議長</p>	<p>何か皆さんからご意見はありますか。</p>
	<p>糸田委員</p>	<p>平成 29 年に設定された選定委員の要綱を今回変える提案をされたわけですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会から委嘱をするもので、選定にあたって前は透明性で第三者的機関を町長が委嘱する者として委員が決まっていたのですが、農家と通随している農業委員さんが良いのではないかと言う事で農業委員が選定委員になれば、今まで保たれていた選定の透明性が失われて不透明になるように感じます。現在の農業委員が選定するのは身内の中で物事を進めてしまう様な気がして危惧しています。それから但し書きに“候補者の推薦を受けた者、若しくは推薦をした者及び応募した者を除く。”とありますが、前は農業委員が推進委員を推薦したわけで、今回もし農業委員 7 名が最適化推進委員を推薦した場合、そもそも選定委員会を開けないと言う状況になるのではないかと思います。</p>
	<p>議長</p>	<p>今回改正になった根底は、鳥取県の農業会議の要綱の中に農業委員が最適化推進委員を選定するという項目があります。地域を守るために地域からという例外規定はあるのですが、我々の上層団体は鳥取県農業会議であり、その組織が要綱で決めているものに付随した方が良いと言う事で、今回の改選期にこのような形に変えてはどうかと言う事です。</p> <p>もう一点は、皆様にお断りしなければならないと思うのは、私も、農業委員が最適化推進委員を推薦する、推薦したらその人が決まってしまうと勘違いしてしまっていて、そうではないことを書き直していただいた経過がありましたことをお伝えします。推進委員を推薦する人と選定する人は違い、同じ人が推薦をして選定をするのはおかしいと言う事です。選定は農業委員がする形です。農事組合法人や土地改良区、農村振興組合、鳥取西部農業協同組合、副町長が推薦すると言う事になりますと、例えば、先月農地法違反した人が翌月に立候補されたとしても分かりませんが、そのことに危機感を覚えます。農業委員でしたらそう言った事も把握されているわけです。ですが、一番の理由は県の農業会議の要綱と一致したものであると言う事ですので、よろしくお願ひいたします。米子市や鳥取市もこのような形です。米子市に於いては形態が違っていま</p>

		<p>して人数も農業委員も含めて選定を行っているという事です。</p> <p>前回の改選の時に皆さんが推薦し選定委員会を行う中で議会の承認が必要と言う所で非常に揉めた経緯がございます。この度はこの様な形で皆さんから意見を頂き、承認をしていただくと言う事でお願いしたいなと思います。</p>
	糸田委員	わかりました。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、議案第7号『南部町農地利用最適化推進委員候補者選定委員会設置要綱の一部改正について』原案通り議決承認されました。
5. 報告 (1) 農地利用最適化推進委員の公募結果について	議長	報告(1)『農地利用最適化推進委員の公募結果について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	<p>農地利用最適化推進委員の公募結果について説明いたします。議案書15ページをご覧ください。5月20日に締め切りました公募結果についてです。</p> <p>(候補者名読み上げ)</p> <p>本日の選定委員会に参加される方もお知らせいたします。恩田一秀さん、市川春樹さん、糸田雅樹さん、井上雅夫さん、庄倉三保子さん、野口孝志さん、竹内友夏さんの7名です。よろしくお願いたします。</p>
	議長	選定委員会を行いますのでメンバーの方はよろしくお願いたします。
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法施行規則第68条の規定により提出された下記の通知について、下記のとおり報告します。</p> <p>内容について説明いたします。</p> <p>【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書16~17頁)】</p>
	議長	<p>只今説明があった件について質疑を受けます。</p> <p>何かございませんか。</p>
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を終わります。
(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	報告(3)『公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	<p>公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について鳥取県から提出された公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について報告します。</p> <p>別添資料に図面がございますのでご覧ください。</p> <p>7筆ありますが、鳥取県西部総合事務所農林局発注の 地域ため池工事に伴い、工事用道路及び資材、残土置場として一時転用するものです。鳥取県が発注する公共工事は各市町村の農業委員会に提出する届け出や許可申請ではなく報告事項として取り扱うと言う事でしたのでよろしくお願いたします。</p>

		<p>【『公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』 朗読及び説明（議案書 18～20 頁）】</p> <p>賃貸借で賃料は 2 月 28 日までの期間ですが、10a あたり 円と聞いております。</p>
	議長	<p>只今説明があった件について質疑を受けます。</p> <p>何かございませんか。</p>
		(質問・意見無し)
	議長	<p>無いようですので報告(3)『公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』を終わります。</p>
7. 令和 2 年度第 1 回農業委員会総会の日程について	議長	<p>令和 2 年度第 4 回南部町農業委員会総会は、令和 2 年 7 月 8 日（水）に開催します。</p>
幹事よりお知らせ	作野委員	幹事より報告。
	野口龍馬委員	会計報告。
	野口孝志委員	会計監査報告。
	議長	<p>ありがとうございます。会計監査報告が終わりました。皆様からお知らせや何かあればお願いします。</p>
	庄倉委員	<p>先日の南部町議会に於きまして、農業委員会の委員が、認定農業者及びそれに準ずるものが 1/4 以上と改定されたと同意したと聞きましたが、以前は 1/3 以上と記憶していますが 1/4 以上と言うのがどういう過程で提出されたかは分かりますか。</p>
	局長補佐	<p>3 年前に制度改正が行われ、今回初めての改選と言う事になります。</p> <p>まず認定農業者が過半数を占めることが大前提ですが、これに寄り難い場合は例外規定を定めるとあります。委員の定数の 8 倍を下回る場合に例外規定を用いられるということですので、8 倍ですと 55 です。南部町の認定農業者を数えますと 26 の経営体があると確認していますので、56 よりも下回るので例外規定が使えると言う事になっています。例外規定でまず始めに認定農業者と認定農業者に準ずる者が合計で過半数となるように。と言うのが第一段階で、それに寄り難い場合は認定農業者と認定農業者に準ずる者が定員の 1/4 以上で以て議会の同意を得ることが必要である。となっており、こちらは 3 年前の改正の時から 1/4 と決まっております。</p>
	庄倉委員	<p>今までの 1/3 以上と言うのは間違いだったと言う事ですか。</p>
	局長補佐	<p>3 年前の時点からずっと 1/3 ではなく 1/4 でした。</p>
	庄倉委員	<p>なぜ改めて議会に提案をされたのでしょうか。</p>
	議長	<p>やや勘違いをされていると思います。西部地区は殆ど例外規定で行っており、それを実行するためには議会の承認を得なければならないため提案しました。</p>
	局長補佐	<p>補足いたします。改選の度に農業委員会の委員が、認定農業者及びそれに準ずるものが 1/4 以上と言う議会同意が必要です。</p>
	庄倉委員	<p>分かりました。</p>
	議長	<p>他に何かございますか。</p> <p>(質問・意見無し)</p>

	議長	無いようですので、この後産業課から農業振興地域の見直しについて説明がありますのでそちらに移ります。
		(本田産業課課長補佐入室)
	本田課長 補佐	<p>端的に説明します。本年度南部町の農業振興地域の整備計画に於きまして、前回の見直しから年数が経っていますので、本年度見直しをかける予定です。配布していますのは全体の工程表を私どもの方で作成したのになります。農業委員の皆様におかれましては農業振興地域の個別の除外案件編入案件につきましても期間の一時中断と言う事でまずはお知らせいたします。通常は年3回、4月8月12月の申出の受付期間を、全体を見直す関係で個別案件と全体の事を同時進行で進めると非常に煩雑になると言う事で、9月23日をもって個別案件の受付を中断させていただきます。それまでに受け付けた案件につきましては内容について確認したうえで翌月の農業委員会総会後の変更協議会においてご審議頂きたいと思っております。なお、受付の再開につきましては計画自体を今年中で完成させる予定ですので、令和3年4月からまた個別案件の受付を再開したいと考えていますが、計画の中で異議申立等で若干延びる可能性があります、これにつきましては情報なんぶやホームページなどで皆様にお知らせをいたしますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それから新しい体制の農業委員会になる予定ですので新しい委員さんをお願いすることになるとは思いますが、新たな地域整備計画の方向性或いは農振農用地のどの様に振り分けていくかにつきましては8月くらいに農業委員会総会でお時間を頂きまして委員さんにご説明させていただきたいと思っております。なお現在航空写真に農地の公図を落としたGISで農振農用地がどこにあるかが見てわかるように外注をかけていますので、そちらを使って議論の題材にして頂けたらと思っております。最終的に年明け1月を目安に全体の農振の計画について農業委員の皆様のご意見を頂戴いたしまして3月に地域整備計画の活動をしていきたいと思っておりますのでご承知を頂けますよう、よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	6月から3月迄は農振除外の受付はできないと言うことでしょうか。
	本田課長 補佐	9月から1月迄は中断させていただきたいと思っておりますが9月迄は個別の案件は受付をしたいと思っております。
	議長	9月23日から3月末までは農業振興地域は受付をしませんと言う事をもう少し分かり易く記載願ひします。
	本田課長 補佐	承知いたしました。
	議長	例えばこの期間に病院のような施設ができると言った話があった場合はどうされますか。
	本田課長 補佐	公共の事業で農地の確保がどうしても必要な場合、政策的にやらなければならない農地につきましては農業委員会や町長との相談になりますが、そういった場合については全体の見直しの中で一緒に外せないかと言う事も同時並行で考えていきたいと思っております。どうしても個別案件と言う事で宅地造成をされたいと言う案件につきましては全体の見直しで農地が動きますので、一度中断させていただいて再度しっかりと計画ができた後に受付をさせて頂きたいと思っております。
	議長	農業委員も最適化推進委員も変わりますので、再度説明をお願いします。

	本田課長 補佐	再度説明をさせて頂こうと思います。
	議長	皆さんからも質問がありましたらお願いします。
	遠藤宏明 委員	この農業振興地域整備計画と言うのは何年かに一度とか定期的に行われているのでしょうか。
	本田課長 補佐	この農業振興地域整備計画について、何年かに一度変えなさいと言う規定はありませんが、概ね5年程度の周期で見直しをやっていましたがこの度は平成24年に全体の見直しをしてから見直しがなされておられませんでした。昨年度糸田委員からご指摘を頂きまして、見直しを希望すると言うご意見がありましたので、一年間担当しまして、この度全体見直しをすることになりました。今後につきましては産業課の中で町長とも話しておりますが、5年に1度の周期で見直しをかけていくと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
	遠藤宏明 委員	分かりました。
	議長	他に何かございますか。
	局長補佐	事務連絡をさせて頂きます。B判定の特別委員の方にお配りしているものですが、6月のB判定の資料です。次回は 地域で33筆の調査を行います。6月23日(火)9時に天萬庁舎に集合して行いますのでよろしくお願いします。 次回の農業委員会総会が7月8日にございますが、現在皆さんが持っておられる遊休農地パトロール身分証明書と帽子、腕章をお持ちいただけましたらと思います。身分証明書は期限がありますので新しいものになります。帽子と腕章は古くなっているものは新しいものと交換しますのでよろしくお願いします。 総会終了後に推進委員の選定委員会を開催しますので10分後にまた戻ってきていただけたらと思います。
	庄倉委員	次回のB判定の地域が天津地区ですが、担当委員の私は参加しなくても大丈夫なのでしょうか。
	局長補佐	B判定については特別委員のみ参加ですので大丈夫です
8. 閉 会	議長	これにて令和2年度第3回南部町農業委員会総会を閉会します。